

福岡女子短期大学障がいのある学生支援に関するガイドライン

令和2年3月

1 基本姿勢

本学は、「文部科学省所管事業分野における障がいを理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」に基づき、障がいのある学生が、修学、学生生活、大学行事（以下「修学」という）において適切な支援を受けることができるように努めます。また、学生および教職員等が障がいのある学生に対する不当な差別の解消を目指して取り組みます。

2 支援体制

全学的に支援を行うために学生相談室が相談窓口となります。支援内容は、所属学科並びに事務局と協議を行い決定します。また個々の学生状況に応じて支援内容を調整するように努めます。

所属学科および事務局が連携し、支援内容を具体化するように努めます。必要に応じて学外の支援機関との協力、連携を推進します。

3 支援内容

本学学生が障がいによって修学等の困難（社会的障壁）がある場合は、大学はできる限りの合理的配慮の提供に努めます。

(1) 合理的配慮の提供

障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障害があり、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。障がいのある学生から修学支援の申し出があった場合は、障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように合理的配慮の提供に努めます。

また、合理的配慮の提供においては、権利主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の意思を尊重した支援を行います。

(2) 合理的支援の内容

- ① 入学試験実施上の支援
- ② 修学（講義、実習等の教務事項）の支援
- ③ 学生生活の支援
- ④ 進路・就職支援

4 学内理解の促進

学生および教職員に対して、障がいのある学生支援を行えるよう、研修会等の活動を行います。

5 情報公開

障がいのある学生の支援について、本学の基本姿勢や、支援の方法および取り組み状況等を公開します。